

一般財団法人日本ドッジボール協会 チーム登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本ドッジボール協会（以下、本協会という）定款第4条第2号に基づき、本協会に登録するチーム登録の手続き等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 登録とは、チームの代表者が、チーム及び競技者並びにチーム役員を本協会に届出て登記することをいう。

(登録の分類と登録先)

第3条 ドッジボール競技を行う〔小学生チーム〕を次の3カテゴリーに分ける。

- 1 全国大会本大会及び予選大会に出場が可能なチーム(「D-1」という)は、直接本協会に登録しなければならない。
- 2 主として県内の交流大会出場が可能で、交流親善、レクリエーションを主目的とするチーム(「D-2」という)は、都道府県ドッジボール協会(以下都道府県協会という)に登録しなければならない。
- 3 上記2号に該当せず、幼児、低学年児童など普及向けのチーム(「D-3」という)の登録は、都道府県協会決定する。

(チームの登録管理)

第4条 チーム登録の管理は、「D-1」については、本協会が行い、「D-2」及び「D-3」については、都道府県協会が行う。

(登録チームの権利)

第5条 登録チームは、本協会定款に示す範囲で、次の権利を有する。

- 2 本協会及び都道府県協会の事業に参加できる。
- 3 第3条の分類により、本協会又は都道府県協会が主催する大会に出場ができる。

(チーム登録)

第6条 チームの代表者は、第3条の分類及び登録先により、チームの登録を行わなければならない。

(チームの選手登録)

第7条 チーム登録の際、チーム選手登録を行わなければならない。

- 2 1チームの登録選手は、12名以上20名以内とする。

(二重登録の禁止)

第8条 選手の登録は、一人1チームとし、二重登録を認めない。但し当分の間、女子選手が、女子チームに二重登録することを認める。

- 2 各チームの登録責任者は、各選手から登録承諾書を取り、これを保管しておかななければならない。
- 3 チーム役員は、他のチーム(女子チームを除く)の役員との兼任は認めない。

(登録の手続き)

第9条 登録を希望するチーム「D-1」は、別に定める期日までに、必要事項を登録し、チーム登録料を納めなければならない。

- 2 「D-2」及び「D-3」は、都道府県協会が定める手続きによる。

(登録の申請及び有効期間)

第10条 登録の申請は、毎年度4月1日から3月31日までの間、行うものとする。

- 2 登録の有効期間は、登録をした日からその年度の3月31日までとする。

(登録の拒否及び取消)

